青森市インターンシップ受入制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高校生、短期大学生、大学生及び大学院生(以下「学生」という。) に対して実践的な就業体験を提供することにより、実社会適応能力の育成、学習意欲の 喚起、職業意識の涵養及び公務についての理解の増進等を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「インターンシップ受入制度」とは、市において学生を研修生 として受け入れ、一定期間就業体験させる制度をいう。

(対象者)

第3条 インターンシップ受入制度の対象者は、学生のうち原則として学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校の2年生、短期大学の1年生、4年制大学の3年生及び大学院(修士課程に限る。)の1年生とする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者を除く。

(受入人数及び受入期間)

第4条 受入人数及び受入期間は、別途定めるものとする。

(受入先)

第5条 受入先は、学生の希望する業務又は事業を実施している課とする。ただし、課の 業務内容により受入困難な場合又は希望者多数の場合は、別途調整するものとする。

(条件及び待遇)

- 第6条 研修生に対する条件及び待遇については、次に掲げるとおりとする。ただし、受 入課の業務又は事業により、別に定めることがある。
 - (1) 研修時間は8時30分から17時までとする。
 - (2) 報酬及び手当は支給しない。

(申込方法)

第7条 教育の一環として学生の研修を希望する高等学校、短期大学、大学若しくは大学 院又は研修を希望する学生は、青森市インターンシップ受入制度申込書(様式第1号) に、青森市インターンシップ調査表(様式第2号)を添えて市長に提出するものとする。

(決定通知)

- 第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに受入れの可否を決定するものと する。
- 2 市長は、前項の規定により受入れの可否を決定したときは、青森市インターンシップ 受入制度受入可否決定通知書(様式第3号)により申込みをした高等学校、短期大学、 大学若しくは大学院又は学生に通知するものとする。

(遵守事項)

- 第9条 研修生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 別に定める研修条件を守り、職員の指示に従い誠実に研修すること。
 - (2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す 行為をしないこと。
 - (3) 研修中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。研修終了後もまた、同様とする。
 - (4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
 - (5) 研修中に傷害等を受けた場合は自己の責任において処理すること。
- 2 研修生は、前項の規定を遵守するため、市に対し青森市インターンシップ受入制度に 係る誓約書(様式第4号)を提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップ受入制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年7月14日から実施する。

青森市インターンシップ受入制度申込書

令和 年 月 日

青森市長	様					
		(学校を通して	申し込	みされ	る場合のみ記入)	
		学 校		名		
		学校の原	近 在	地		
		代 表 者	氏	名		Éľ.
		(学校・個人の	申し込	みを問	わず記入)	
		連絡先	職	名		
			氏	名		Éľ.
			電話	番号		
			FAX	番号		

E-mail

下記のとおり申し込みます。

1 申し込みする学生の氏名等

No.	氏名	学年	学部・学科等
1			
2			
3			
4			
5			

2 要望

※上記要望欄には、当市が上記学生を実習生として受け入れる場合、特に注意しなければならない点などがありましたらご記入ください。

青森市インターンシップ調査表

所 属	学 校		学 年	
学部。	· 学科			
氏名(フリカ゛ナ)			
住	所	〒		
電話	番号			
E - m	ail			
希望す	る受入詞	果室名及び志望理由を第2希望	までご記入くた	ごさい 。
希望 順位	期間	希望受入課室名 (特定が難しい場合は部名)		志望理由
1				
2				

□ はい□ いいえ

青 市 人 第 号 年 月 日

様

青森市長

青森市インターンシップ受入制度受入可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたインターンシップ受け入れ につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

□受け入れます。

- 1. 受入対象者
- 2. 受入期間
- 3. 受 入 先
- 4. 日程(予定)
- 5. 備 考

□受け入れできません。

1. 理 由

青森市インターンシップ受入制度に係る誓約書

令和	年		
TJ 1/1	4	月	H

青森市長	様	
	住所	
	氏名 (自署)	

私は、青森市において、「青森市インターンシップ受入制度実施要綱」に基づき研修するにあたり、下記1の研修条件のもと、下記2の遵守事項を誠実に遵守することを誓約します。

記

1 研修条件

研修期間 年 月 日()~ 年 月 日() 研修時間 8時30分から17時まで(ただし、受入課の業務時間が異なるときは この限りではない。)

報酬・手当 報酬・手当は支給しない

- 2 遵守事項
 - (1) 職員の指示に従い誠実に研修すること。
 - (2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す 行為をしないこと。
 - (3) 研修中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。研修終了後も同様であること。
 - (4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
 - (5) 研修中に傷害等を受けた場合は自己の責任において処理すること。